

清代蘇州洞庭東山王氏にみる宗族制度下の土地建物 所有

箕浦, 永子
九州大学大学院人間環境学府都市共生デザイン専攻博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19113>

出版情報：都市・建築学研究. 14, pp.59-66, 2008-07-15. 九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築
学部門
バージョン：
権利関係：

清代蘇州洞庭東山王氏にみる宗族制度下の土地建物所有

The Possession of Land Building under the Lineage System in Wang's Lineage in East Dongting, Suzhou, Qing Dynasty

箕浦永子*

Eiko MINOURA

This paper is the study about the possession of land building under the lineage system in Qing dynasty. The common properties for lineage were ancestral temple, land and private school, were maintained by lineage's member. In East Dongting area, the members of the lineage did not dwell by largely, and then plural lineage dwelled in the same village. The land building was sold without being maintained when power of the lineage weakened. As for the possession of the land, private possession and lineage's possession mixed. About the sales contract of the land building, I clarified it from a specific example.

Keywords : *Community, Common Property, Possession, Trade, Maintenance, Land Building*
共同体, 共有財産, 所有, 売買, 維持管理, 土地建物

1. はじめに

中国の伝統社会では、血縁・地縁による社会的結合を基本として、生業に有効な同業・同郷による結合、思想を同一にする秘密結社等、実に多様な共同体が形成されており、それらに帰属することは、自らの生活をつつがなく営む上で大きな意義を有するものであった。とりわけ、祖先を共通とする男系の血縁集団である宗族¹は、一族が集まって暮らす、共同で祖先を祀る、財産を共有するといった共生社会を築いており、集住形態の一例として非常に興味深い様相を呈している。

宗族組織の結束が強いのは、浙江省の山間部や福建省・広東省などの華中・華南地域であり、この地域では同姓による同族集落の形成が顕著である。例えば、浙江省の楠溪江という川沿いに点在する集落は、「某氏宗族による某村」という一村一姓氏で形成されており、集落全体が塍で囲まれ、塍の中に住宅が密集して建設される集落が多く見られる²。他に、福建省では「客家土楼」で知られるように、一村一姓氏が一つの巨大な円形等の建築物の中に集住するという例もある³。

一方、都市部では、宗族による集住の規模は極めて小さく、当該都市を出自とする宗族でも、主人の職務の都合で家族とともに移住した後に形成された新興の宗族でも、一軒の邸宅に複数の族人の家族が集住するか、都市内に点在して居住する程度であって、ある地区一帯に

集住することはほとんど見受けられない。

この両者の中間的な特徴を持つのが、本稿で取り上げる長江下流域の集落である。この地域では、宗族の組織化を決定づける「宗譜の編纂」「宗祠の建設」「義荘義塾など財産の共有化」は見られても、一つの宗族が集落を形成し、子々孫々継続して居住することは少なく、あるとしてもかなり小規模な集住体か、他の宗族と隣接して居住し、複数姓氏による集落を形成するという、もはや一村一姓氏とは異なる特徴を持っている。このような集住形態は、人の流動性が高い都市部の特徴に類似するものであり、長江下流域の集落の集住形態は都市部と共通する特徴が見いだされるものと推測する。

本稿は、蘇州近郊の太湖に面する洞庭東山陸巷を出自とする王氏宗族を事例に、清代における宗族制度下の土地建物の所有状況について考察することを目的とする。本地域の宗族に関する研究は東洋史の分野でなされているが⁴、建築学の分野で扱われたことはほとんどない。現地調査⁵によると、既に王氏宗族は蘇州をはじめ国内外に分散しており、族人に宗族の話を聞ける状況になかった。また、土地所有については1950年の土地改革によって清代の状況は失われており、宗族に関する人的・物的痕跡は極めて少ない状況である。そこで研究方法として、上海図書館所蔵の宗譜、日本の国立国会図書館に所蔵される魚鱗図冊や土地家屋売買文書などの一次史料を用いて、復元的に考察することとした。

* 都市共生デザイン専攻博士後期課程

2. 研究対象と分析史料について

2.1 研究対象について

研究対象地である清代の洞庭東山は、太湖の東部に位置する半島であり、その西側に位置する洞庭西山とともに呉縣に属した。養蚕業が盛んで、洞庭商帮と呼ばれる商人組織を構成し、徽州商帮や山西商帮と並ぶ中国十大商人組織の一つであった⁶。

南宋に創建されたとされる陸巷は、洞庭東山の西側に位置し、西側に太湖、東側に嵩峰山麓という地理的環境にある。背山臨水の特徴とする風水思想からみると、住宅の向きは西向きとなるが、実際は南向きが多く、風水の影響は窺えない。集落の中心には、明代後期に科挙に及第して中央官僚の職に就いた王鏊(文恪公)を記念して「探花」「會元」「解元」と彫刻された三つの牌楼がある。この周辺に大型住宅が集中しており、集落の周縁に至るほど小型の住宅が建設されている。現在では住宅と住宅の間の空地に蜜柑の樹木が多く植えられているが、地面には従前の住宅の基壇や柱礎などの遺構があり、以前は小型の住宅が密集していたと推測される。

洞庭東山の宗族は小規模であった。指標として地名に着目すると、姓名を冠する地名があり、有力宗族が居住していたことを窺わせるが、極めて小規模な集住体か、有力な氏族が1軒だけ居住するものと考えられる。本稿で取り上げる王氏は、洞庭東山陸巷を出自とする宗族で、明代後期に王鏊を輩出した宗族である。

2.2 主な分析史料について

宗譜は、始遷祖から続く家系図と各族人の生没年月日や婚姻などの基本情報、主要人物の伝記、宗祠の建設経緯や維持管理について、墓の位置、共有地の所在や面積など、宗族に関する情報をまとめた書物である。本稿では、上海図書館家譜閲覧室に所蔵される『太原王氏家譜』(以下、『家譜』と略記)⁷を用いた。上海図書館には、呉縣の王氏に関する宗譜が8部所蔵されており、このうち王鏊の系譜に関連するものが3部確認されたが、全てを検討の上、欠冊の無い本書を採用することとした。

魚鱗図冊は、伝統中国の土地台帳であり、本稿では日本の国立国会図書館所蔵の『呉縣洞庭山魚鱗冊』(以下、『魚鱗冊』と略記)⁸を用いた。作成年代は清代とされるが詳細な年代は不明であり、場所は洞庭東山の二十八都と二十九都のものである⁹(図1)。前述の『家譜』によると、王氏が所有する義莊田産は二十八都の五・七・八・十・十一・十二・十八・十九図に分布しているため、これに準じて五・七・八・十・十一・十二図の部分を集めた。なお、十八・十九図は欠落していた。陸巷は二十八都四図に属すが、これも欠落しているため直接的な考察は不可能であるが、本拠地とは異なる場所に土地建物を所有する状況などを考察するために用いた。

土地家屋文書は、土地や建物の売買に関する契約文

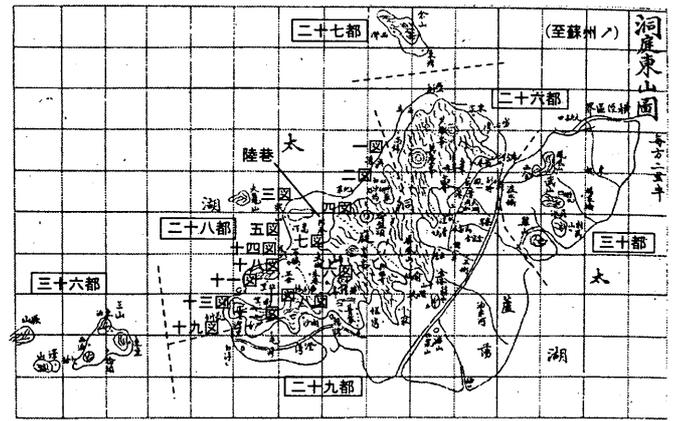


図1 清代の洞庭東山における都図区分¹⁰

書である。『家譜』の中には、王氏宗族が共有する義莊義塾に関する契約文書の内容が記載されているため、これを用いた。また、洞庭東山における土地建物売買の具体的事例を考察するために、国立国会図書館所蔵の清代の契約文書『中国土地等文契其他文件』(以下、『契約文書』と略記)¹¹を一部用いている。

3. 住宅の所有と売買

3.1 王氏の住宅所有¹²

宗族の共有財産ではない住宅については『家譜』に記載されていないため、複数の歴史史料から考察する。

明代の所有状況を見ると、まず第八世の王達は陸巷西の太湖湖畔の寒山に「得月亭」を建設しており¹³、第九世の王琬は蘇州府城内西北に「怡老園」という別荘を建設している¹⁴。次に第十世の王鏊は、陸巷内に邸宅を所有し、住宅の後方には「真適園」が設けられていた。さらに王鏊は、陸巷内に「静観楼」という楼房も建設している¹⁵。王鏊の次兄にあたる王鏊は、陸巷に「壑舟園」という別荘を所有していた¹⁶。王鏊の弟の王銓は、陸巷に「逐高堂」を所有しており、これは現存している¹⁷。次に第十一世の王延陵は、「招隱園」という別荘を建設しており、園の中には紅睡軒・蒼潤楼・雨草亭などの複数の建物を有していた¹⁸。

こうして明代の所有状況を整理すると、所有する住宅が本拠地である陸巷だけに留まらず、洞庭東山内の複数の箇所や蘇州府城内にまで分散しており、宗族の結束が強い地域とは異なって、明代には既に宗族による集住が小規模であることが分かる。また、明代後期の第十世王鏊・王鏊・王銓の兄弟が、別々に住宅や別荘を構えていたことから、一つの邸宅に複数の族人が居住しておらず、明代の王氏は族人がそれぞれ住宅や別荘を所有できるほど隆盛を誇っていたことが窺える。

しかし、清代になると状況が変わってくる。まず、第九世王琬が蘇州府城内に建設した「怡老園」は、百年余り王氏によって維持されたものの、清初の康熙年間(1662-1722年)に南部が江蘇府政使衙署に切り売りさ

れ、乾隆年間(1736-1795年)には北部も徽州商人の陸義庵に買い取られていった。第十世の王鏊の住宅は、清代に葉氏の手に入り「惠和堂」が建設された。尚、この建物は現存している。第十一世の王延陵の「招隱園」は、明末には席本禎の手に渡り、清乾隆時には洞庭西山の蔡来信に所有が変わった。また、現地調査より、清代後期には王氏の末裔が陸巷に「懷徳堂」を所有しており、清末には王頌蔚が蘇州府城内東南に住居を構えていたことが明らかとなった。このように、明代後期に王鏊が科挙に及第した後の数代は大型住宅を複数所有していたが、その後及第する族人がなかなか現れず、次第に宗族が衰退し、所有する土地建物を失っていった。そして、清末になって再び科挙及第者が現れ、別の場所に住宅を所有したと考えられる(図2)。

清代の陸巷で王氏に変わり隆盛を誇ったのは、葉氏である。所有する住宅は、本家である「粹和堂」、王氏から譲り受けた後に建設した「惠和堂」、中規模の「嘉林堂」「維新堂」と複数所有していた。王氏と葉氏は古くから婚姻を通して親戚関係にあったため、王氏の住宅を譲り受けることが度々あったようである。

以上のように、住宅の所有数は宗族の盛衰に大きく影響を受け、所有は流動的なものであった。また、住宅の建物そのものは宗族を超えて再利用されているため、地域の居住ストックになっていると言えよう。

3.2 洞庭東山の住宅売買例

国会図書館所蔵の『契約文書』は、全57枚あり、このうち洞庭東山での住宅売買を示す文書と判明するのは16枚で、内訳は二十六都二図11枚、二十九都十二図3枚、二十九図十九図2枚である。年代は乾隆28(1763)年から同治13(1874)年にわたっており、清代洞庭東山における土地建物の売買状況が窺える史料である。内容を整理すると、二十六都二図が5件の契約に関して、二十九都十二図が2件、二十九都十九図が1件の契約に関する文書であり、1件の契約に関する文書が複数枚あるものもある。文面はほぼ定型化しており、契約の種類・立契者・得業者・地名・売買対象土地建物の内容など、各契約の具体的な項目が基本文面の中に盛り込まれている。これらの史料のうち、一般的な住宅売買事例について詳細に考察してみる。

史料1は、乾隆34(1769)年10月に契約された、姚氏から許氏へと他姓間による売買を示す文書である。

「立契者である姚定公ならびに息子の大如は、二十九都十二図様橋村に位置する父が遺した上下四間の楼房とその敷地、楼房内部に付属する装飾・家具も含め、許氏に七十両丁度で売却する」と記されており、建物だけでなく敷地や内部の装飾・家具も含めて一括で取引する慣習が見て取れる。「上下四間の楼房」とは、上階二間、下階二間の小さな楼層の建物であると推定



図2 明清時代の王氏と葉氏の住宅¹⁹⁾

史料1 清代洞庭東山における住宅売買の一例²⁰⁾

立絶賣房屋文契姚定公全男大如因錢糧無辨情願央中說合將父遺楼房壹所上下四間上連裝摺一應在內坐落二十九都十二下連基地
圖樣橋村地方絶賣與許名下管業當日應中三面議定時值價銀柒拾兩正其銀契下一併交足自賣文後任憑過戶辨糧永遠管業拆卸改造此係兩相情愿並無委曲成交亦無重叠等情併無門房上下有分人爭執倘有此等出主自行理直與得主無干先將言口方始成交恐後無憑立此絶賣房屋文契存照
後路厠基共同出入
銀九七 錢八〇足底串
地基壹分寬窄在內
乾隆三拾肆年十月 日立絶賣房屋文契 姚定公
全男大如
作中 劉煥章
(以下、作中者名省略)

される。また、「今後、永遠に許氏の財産とし、改造も解体も任せる」という一文からは、中古住宅を敷地と共に売買されるものの、購入者は改造して使用する場合も、解体して新築する場合もあることが窺える。売買にあたっては、「二重に取引するものではない」

「もし、姚氏の関係者が異議を唱えることや何か面倒なことがあれば、姚定公自らが処理し、許氏には関係ない」という文面から、不当な取引が横行していた背景が窺え、本契約が唯一の契約であり、問題は立契者が解決するので心配することは無いという明朗な取引を約束する文面となっている。「銀九七」とは、含有率97%の銀を用いた取引を示す貨幣の保証であり、金銭授受においても不当な取引が行われていた背景が窺え

る。また、「作中」とは仲介人のことで本契約の証人でもあり、本契約では実に 36 人もの名が連なり、契約の信頼性を確実なものにしている。

史料 1 は、洞庭東山の契約文書のなかでも契約内容が簡明な事例であり、これ以外の文書では「建物の半分と庭園の半分」や「建物・庭園・空地を合わせた全て」「建物 1 棟」など、売買内容は様々である。住宅売買は、諸問題の回避をふまえた慎重な契約文書のもとに行われており、建物のみではなくその土地や付属のものも含めて売買される慣習が見て取れた。

4. 祠堂の設立経緯と維持管理、建築的特徴

4.1 蘇州府城内の祠堂について

祠堂は宗族の共有財産であるため、維持管理も族人が共同で行う。『家譜』によると、王氏の祠堂は蘇州府城内と洞庭東山陸巷内に設立されており、蘇州府城内の祠堂は、明嘉靖 3(1524)年に 75 歳で病没した第十世王鏊を祀る専用の祠堂である。場所は、宋代の蘇州の都市図『平江図』にも確認される景德寺の跡地であり、明代には仏殿の両側に學道書院が設けられていた。『家譜』には、嘉靖 10(1531)年に祠堂のための土地建物購入における契約文書の内容が記されており、これによると學道書院の両側の空地を八百両で購入しており²¹、翌年の嘉靖 11(1532)年に王鏊の子である王延喆がその空地に祠堂を建立したという²²。『家譜』巻二下「重修文恪公祠堂記」によると、創建後、清康熙 30(1691)年・乾隆 52(1787)年・嘉慶 6(1801)年の三度に渡り再建または修築しており、さらに光緒 21(1895)年の修築では、その年代の複数の族人が工事費用とし

て金銭を寄付した経緯が記されている。

建物は現存しており、「王鏊祠」として江蘇省文物保護単位に指定されている。また、『家譜』巻二上には図も掲載されているため、これらにより建築的特徴を把握できる。「地畝図」(図 3)では「大門一天井一茶廳場一茶廳一廳場一大廳一後場」と記され、「文恪公專祠図」(図 4)では「地畝図」における前方「天井(中庭)一茶廳場」の間に門楼が描かれるが、現地調査によると、空間構成は南から北に向かって「大門一天井一庁一天井一大庁一天井」であり、現存の祠堂では門楼が無く一つの天井に改変されていた。間口が狭く奥行が深い敷地に、建物と中庭を後続させる空間構成は、蘇州の伝統住居で一般的に見られる特徴である。

面積に着目すると、「地畝図」には「二畝一分八釐五毫」と記されるが、前述の契約文書では東側「二十六畝八分二釐五毫」西側「七畝八分七釐五毫」と大幅に異なっている。これは、「地畝図」の面積は『家譜』の作成年代である清末の面積であり、明末に購入した面積から所有部分が縮小したと考えられる。

建築的特徴としては、大門は間口柱間数が 5 で梁行方向が柱間 2 であり、中央柱間 3 は中央に門が設けられる開放的な構成である(写真 1)。後方の茶庁は間口柱間 5 で中央柱間 3 が庁になっており、桁行方向は中央で 3 となる。大庁は間口柱間数 3 で桁行方向は中央で 3 となり、間口の間隔が他よりも広いため柱も太くなっている(写真 2)。また、茶庁と大庁の間には、両側に間口 3 の廂房が設けられている。いずれの建物も単層で、棟高は大庁が最も高くなっている。

4.2 洞庭東山陸巷の祠堂について

『家譜』巻二下の「陸巷君胄祠堂記」や「祠堂記」によると、陸巷の祠堂は、第十世の王鏊(壑舟公)が明萬歴 46(1618)年に第八世である君胄公の故居をもとに造った「壑舟園」の中庭に家祠を設けたのが始まりとみられる。場所は「會元坊

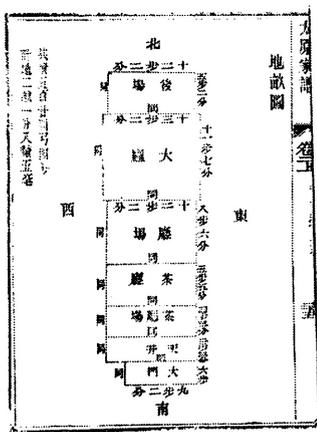


図 3 蘇州王鏊祠「地畝図」

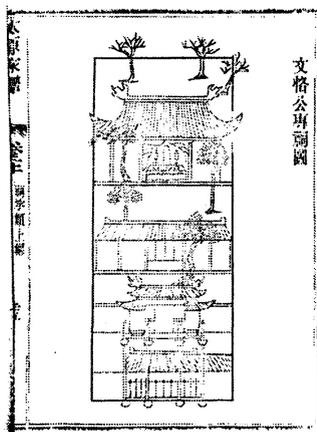


図 4 蘇州王鏊祠「文恪公專祠圖」



図 5 陸巷祠堂「壑舟園家祠圖」



写真 1 蘇州王鏊祠 大門



写真 2 蘇州王鏊祠 大庁



写真 3 陸巷祠堂 大門(内側より)



写真 4 陸巷祠堂 惠和堂内の亭

後」と記されており、「會元」と彫られる牌樓の東側にあたる(図2)。創建後の再建や修築は蘇州府城内の王鏊祠ほど行われていない。『家譜』巻二下「重修壑舟園祠宇記」によると、乾隆年間に戦火を受けて変わり果てた姿になってしまったため、七世孫の眉庵公が族人に呼びかけて徐々に修理・改築を行ったとされ、創建以来100年余り経た改築であった。また、『家譜』巻二下「修理祠墓類記」によると光緒33(1907)年にも修理が行われており、そのための費用として族人の王仁寶が銀五千百四十三元を寄付したと記されている。この寄付は仁寶1人しか記載が無いため、宗族の共有財産の維持のために族人が単独で多額の金銭を寄付することもあるようである。

『家譜』巻二下には「壑舟園家祠図」(以下、「家祠図」と略記)(図5)として図が掲載されており、現地では2007年に復原されて観光用に公開されているため、これらによって建築的特徴を把握できる。まず、建物配置は西向きとなっており、陸巷の西側は太湖で東側は山があるため、風水的特徴である背山臨水の配置をとっていることがわかる(写真3)。空間構成は、蘇州府城内の祠堂に比べると不規則で自由な構成であり、池・樹木・亭を有することから別荘の中に祠堂が置かれていたことを示している。邸宅内に付随的に祠堂を設けることは、蘇州府城内にも一般的に見受けられ、宗族規模が小規模であるか、新興の宗族であることが多い傾向がある。また、「家祠図」の後方に描かれる庭園と亭は、現地調査より「惠和堂」の西側辺落の前花園にあたり、その南側に描かれる建物も「惠和堂」の花庁である可能性が高いと考えられる(写真4)。この他の建物は新しく復原されているため、「家祠図」の形態とは異なるものが多くみられた。

5. 義荘の所有状況と土地所有

5.1 王氏所有の義荘田産

次に、宗族の共有財産として義荘について考察を進める。義荘とは宗族の共有の土地のことであり、「その小作料で同族を扶養し、子弟を教育し、祖先の祭祀などを行い、経済的福利をはかる施設」²³を意味する。

王氏が清代に所有した田産については、『家譜』巻二下「義荘田産座落畝数」に列記されている。これによると、洞庭東山内には計95箇所に所有しており、すべて二十八都内に分布していた。本拠地である陸巷は四図に属すが、所有田産は五・七・八・十・十一・十

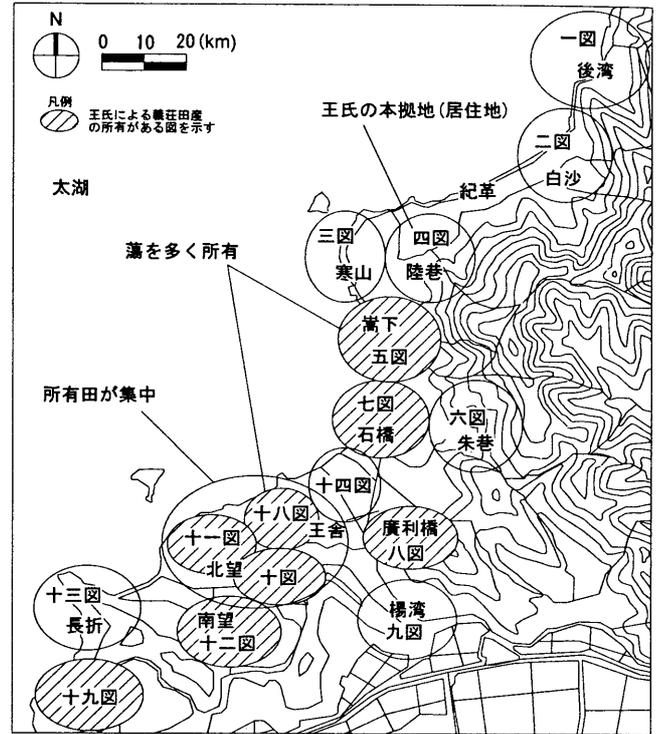


図6 二十八都に集中する王氏所有の義荘田産²⁴

二・十八・十九図に分布するため、図を超えた飛地で所有している状況が分かる(表1)。宗族の結束が強い浙江省の山間部や福建省・広東省の集落の場合、宗族が集まって居住地を形成するため、所有する田産も居住地の周辺にまとまっていることが多いが、宗族の結束が弱い本地域では、複数の宗族が混在して居住するのと同様に、田産の所有も混在していると推測される。

所有田産の種類は蕩・田・地に分けられ、田が最も多く、続いて浅い湖を意味する蕩、畑もしくは宅地とみられる地が最も少ない。蕩は、太湖の湖畔の浅瀬の土地であるとみられるが、そのような土地までも所有が定まっている点は興味深い。

所有田産の分布を図別に示してみると、陸巷より南側の図に偏在していることが分かる(図6)。そして、蕩は、陸巷に近い五図と少し離れた十八図に多く所有しており、田は陸巷から離れているものの十・十一・十八図に集中して所有している。これは、もともと五図は蕩が多くて田が少ない地形で、十図や十一図は田が多くて蕩が少ない地形であることが影響しているとみられる。王氏の所有田産は五・十・十一・十八図に集中しており、これ以外の図ではいずれも少数の所有であることから、居住地と同様に、宗族による田産もある程度まとまった所有がなされていると考えられる。

表1 『家譜』にみる王氏が所有する田産の図別・地目別の地番(號)の総数と合計面積

| | 五図 | 七図 | 八図 | 十図 | 十一図 | 十二図 | 十八図 | 十九図 | 小計 | 合計面積 | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|------|----|----|----|------------|
| | | | | | | | | | | 畝 | 分 | 釐 | 毫 | |
| 蕩 | 15 | 2 | 4 | 1 | 1 | 2 | 10 | 0 | 35 | 66畝 | 0分 | 9釐 | 9毫 | (≒44,068㎡) |
| 田 | 0 | 2 | 3 | 12 | 14 | 4 | 11 | 1 | 47 | 84畝 | 6分 | 4釐 | 7毫 | (≒56,434㎡) |
| 地 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 6 | 8畝 | 5分 | 8釐 | 5毫 | (≒5,724㎡) |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 18畝 | 4分 | 8釐 | 5毫 | (≒12,324㎡) |

史料2 義荘義塾に関する土地建物契約の一例²⁵

立永遠捐出地基文契居間瑞亨在朝媚川禹衡登揚等爲因
 文起公義莊并家塾無收租延師之處今公議將老三房當樓上
 下拾叁間歸併以濟公用所用老二房公同當樓地基及新樓下
 公同坑基一角之地公議照昔年老三房每年劃付地租錢貳十
 千文以此作地價本貳佰千文統歸存入義莊辦理所有應派
 韓記名下一分地價錢壹佰千文茲得泐信及晤景行再姪等均
 情願捐入義莊永爲世產爲欲有憑立此捐契存照
 道光二十七年二月 日立捐出地基文契振夫
 居間 瑞亨 在朝 媚川 禹衡
 (以下、居間名省略)

おり、互いに持ち回りで立契者・仲介人となっている。

このうち史料2は、立契者が振夫で瑞亨・在朝・媚川等を仲介人とする捐契文書である。「老三房（三男）の楼房上下十三間と老二房（次男）の楼房の土地と新樓の土地の一角を合わせて、老三房は以前より毎年二十千文の地租を支払っている。」「韓字名の土地の一部を永遠に義荘の財産として寄付する。」という文面から、立契者が所有していた建物や土地を宗族に寄付するという契約文書であると考えられる。なお、「楼房上下十三間」は上階と下階の内訳は不明であるが、間口数からみて正房だけでなく廂房も含めた間口数であると推測される。

当時の教育は、少人数で小さな塾のような環境で行われるのが一般的であったため、義塾の建物は小規模なものと想定される。上記のような捐契文書から、族人によって寄付された建物をそのまま義塾として使用していたのではなかろうか。王氏の場合、義塾の設立当初は2箇所であったが、清末の道光年間には寄付によって複数の建物が共有財産となり、それらを再利用したことで、陸巷内にいくつかの義塾が存在したと推測される。陸巷のような集落で小規模な宗族では、義塾が単独で新築されることは無かったと考えられる。

6. おわりに

本稿では、従来建築学からの取扱いが少ない宗族制度下の土地建物所有について考察し、住宅・祠堂・義荘田産・義荘義塾に関する以下の事柄を明らかにした。

私有である住宅については、王氏の所有状況から、宗族に勢力のあるうちは族人それぞれが住宅を所有しているが、衰退していくと所有住宅が売却される傾向があった。また、清代の土地建物売買に関する契約文書の具体例から、建物と土地に加え付属する装飾や家具も含めた売買がなされる慣習や、契約にまつわる諸問題を回避する契約上の慣習が読み取れた。

宗族の共有財産のうち祠堂は、王氏では蘇州府城内と本拠地である陸巷内の2箇所所有しており、それぞれ設立経緯や維持管理、建築的特徴を述べた。義荘田

大規模所有を示している。『家譜』では田と地を1箇所ずつ所有するとされ、『魚鱗冊』と合致しているが、面積は『魚鱗冊』ではかなり多く記されている。

九丘は元號から三十號までの地番があり、地目は十五號の地を除く29箇所が田である。『家譜』では、3箇所の田と1箇所の蕩を所有すると記載されるが、これらの地番は『魚鱗冊』では全て王氏以外の姓氏による所有となっている。注意深く見ると、それぞれ次の號の業戸名が「王義荘」など王氏関連であり、しかも面積と地目も合致することから、地番に変更があったか、『家譜』『魚鱗冊』のいずれかの記載の誤りか、何らかの理由があると考えられる。次號を見ると、各面積は小さいものが多いなか、王氏所有の義荘のみが大きいことから、王氏が有力宗族であることが分かる。

ここで、『魚鱗冊』における業戸名の姓氏分布を見てみると、丘ごとに偏りが見受けられる。五図二丘は85箇所の號のうち、王姓が20、葉姓が18、嚴姓が25と、この三つの姓氏による所有が多く、他の土地はそれぞれ1箇所程度を所有する姓氏である。十一図一丘は、51箇所の號のうち、25箇所が王姓であり、丘の半数が王姓による所有となっている。十一號六丘については、5箇所前後所有する姓氏が複数あり、偏りは少ない。また、六丘については36箇所の號のうち十六號と三十五號の2箇所で複数の姓氏となっており、他姓との共同所有の例が見られた。十一號九丘については、30箇所の號のうち李姓が16、王姓が9と李姓が大勢を占めている。このように、地区によって土地所有に姓氏の優勢劣勢があり、宗族が小規模でも集まって居住する傾向があるのと同様に、土地所有もある程度まとまって所有することが明らかとなった。

5.3 土地建物の契約文書にみる義荘義塾の建物

義荘には、田産のほかに宗族に属す子弟が教育を受ける場として義塾が設けられた。王氏の義塾に関しては、唯一『家譜』巻二下「王氏家塾記」のみに記載が見られる。設立年代や所在は記述が無いため不明であるが、当初は族人の20家のために義塾を設立し、右塾と左塾の二つの塾が設けられたと記されている。義塾がどのような建物であったのか、具体的な記述や図は無いが、『家譜』巻二下「捐産入義荘議墨」に義荘義塾に関する6枚分の土地建物契約の内容が記されており、この記述から推測してみる。

この6枚分の契約は、寄付契約を示す「捐契」という文書であり、すべて清道光27(1847)年2月のものである。6人の族人がそれぞれ自らの所有する住宅や土地を宗族の共有財産にと寄付する主旨であり、「義荘のために」と明記されるものと「義荘ならびに義塾のために」と明記されるものがある。仲介人を意味する「居間」の名が同様で、この中の者が立契者となって

産については、本拠地である居住地から離れた場所に分散して所有する状況が窺え、これは宗族の結束が弱い本地域の特質であると推測される。また、土地所有の面的な考察から、宗族はある程度まとまって土地を所有する傾向が見られたが、土地の所有者は複数の姓氏が混在しており、これは都市部に共通する特徴と言える。義荘義塾については、『家譜』に記載される契約文書から、族人が自らの財産を義荘義塾に寄付する経緯が窺え、寄付建物を再利用した小さな義塾が複数設立されていたと推測した。

伝統中国における宗族制度下では、血縁による共同体のもとで共有財産を維持管理し、永続的な宗族の繁栄が目指されていた。これは伝統日本における家族制度との関連も含めて興味深いテーマであり、比較も含めて引き続き稿を改めて取り扱ってきたい。

謝辞

宗譜史料の閲覧・収集にあたり、上海図書館家譜閲覧室の陳樂民氏に多大なるご協力とご指導を賜りました。また本稿作成にあたり、九州大学大学院人間環境学研究院菊地成朋教授、東京理科大学工学部伊藤裕久教授にご助言を賜りました。記して謝意を表します。

注

- 1 宗族に関しては、文化人類学、社会学、歴史学、歴史地理学などの分野で豊富な研究実績がある。主に香港をはじめとする中国東南部での調査が先行し、M. フリードマン：中国の宗族と社会、弘文堂、1987.4.が代表的な研究である。また、費孝通：中国農村の細密画、研文出版、1985.12.は、本稿の研究対象地に近い集落の調査研究を行っている。日本では、牧野巽、多賀秋五郎らを先学に、近年では上田信、瀬川昌久、井上徹らが精力的に研究を行っている。
- 2 楠溪江に関する研究には、中国側の調査研究として、陳志華：楠溪江中游古村落、三聯書店、1999.など。日本側の調査研究には、アジアまち居住研究会：中国浙江省の山村集落と明代の住宅群に関する史的研究、法政大学大学院エコ地域デザイン研究所、2005.3. また、箕浦永子・伊藤裕久・高村雅彦：中国江南地域における伝統的集落の住居形態の変容過程- 浙江省永嘉県岩頭村・芙蓉村を主な素材として -、2002 年度日本建築学会関東支部研究報告集、pp545-548.
- 3 例えば、茂木計一郎・稲次敏郎・片山和俊：中国民居の空間を探る、建築資料研究社、1991. また、継続研究として、片山和俊：中国民居研究- 客家圍龍屋型民居の構成について、住宅総合研究財団研究論文集、No.32、pp389-400、2006.3.など。
- 4 例えば、本地域の宗族形成に関する研究として、井上徹：宗族普及の一局面- 江蘇洞庭東山を対象として、中国、13号、pp106-135、中国社会文化学会、1998.6 など。
- 5 現地調査は、筆者が上海の同済大学に留学中であった 2005 年 9 月から 2007 年 7 月までの間に複数回実施した。特に、2006 年 3 月末には、住宅総合研究財団より研究助成を受けて詳細な調査を行っている。
- 6 張海鵬・張海瀛主編：中国十大商幫、黄山書社出版、pp321-364、1993.10.
- 7 文献 1)。上海図書館の目録では、『洞庭王氏家譜』の名称で整理されているが、本書の表題に『太原王氏家譜』と記載されているためこれを用いた。

- 8 文献 2)。
- 9 清代洞庭東山の郷鎮は、遵禮郷二十六・二十七都、震澤郷二十八都、蔡仙郷二十九・三十都に区分されている。土地の地番は、都の下に図・丘・號と続いて区分される。
- 10 図は、文献 3) 卷第一「図」より転載。都図区分は、同書の卷第二十一下「輿地考郷鎮二」をもとに筆者が付した。
- 11 文献 4)。
- 12 本節は、以下の研究報告の一部を加筆・修正している。箕浦永子・菊地成朋・伊藤裕久：明清代蘇州文人の思想背景と居住環境形成に関する研究、住宅総合研究財団研究論文集、No.33、pp65-76、2007.3.
- 13 文献 5) 卷六「古跡、第宅園亭、家墓」。「得月亭、在東山寒山下湖濱。贈柱國王惟道築。」。
- 14 文献 3) 卷三十九上「第宅園林」。
- 15 文献 5) 卷六「古跡、第宅園亭、家墓」。「明王文格鑿宅、在東山。故居在山後陸巷，致政後居山前，有柱國府，大學士二第。人稱其所居處為王衙前，宅後別墅曰真適園。」。「静觀樓、在東山陸巷。王少傳鑿築。」。
- 16 文献 5) 卷六「古跡、第宅園亭、家墓」。「壑舟園……按、王文格公仲兄鑿，有別墅在陸巷，名壑舟，久廢。」。
- 17 楊維忠：太湖古村，東山莫厘峰文学社、2003.3.
- 18 文献 5) 卷六「古跡、第宅園亭、家墓」。「在東山王小傳宅西，少傳季子延陵築。今屬蔡氏。」。
- 19 図は、前掲注 5) での実測調査結果より作成した。
- 20 文献 4) 第 2「絶賣房屋文契 姚定公 乾隆 34 年 10 月」。
- 21 文献 1) 卷二上「祠上類上編」「文契」。
嘉靖十年六月二十六日景德寺奉
救捨非從正僧人福津改名張秀等立契遵奉 蘇州府帖僧房改
作民房人籍當差因無生理挽中顧宗常等將前帖給房屋基地絶
賣與吳縣二十八都四圖官戶 王處為業共得價銀八百兩
計開
東邊門面屋三十四間自南至北進深四十三丈五尺東西橫濶三
十七丈算改二十六畝八分二釐五毫
四址
東址祝家橋 西至學道書院牆 南至官街 北至官河
西邊門面屋六間自南至北進深四十四丈五尺東西橫濶一十三
丈六尺算該七畝八分七釐五毫
四址
東址學道書院牆 西至各家牆 南至官街 北至官河
絶賣房屋基地人名 張秀 沈慈 沈俸
陳積 王洪 龔鼎 潘濟 費環
楊統 湯露 石昂 姜洪 沈鏞
陸雲 計鑑 倪正 陸朴 顧時
王紹芳 龔守誠 沈孟暉 中人 顧宗常
姜一宗
- 22 文献 1) 卷二上「祠上類上編」「初奉」。
- 23 京大東洋史辞典編纂会：新編東洋史辞典、東京創元社、平成 11 年 1 月 20 日 13 版、p194.
- 24 下図は、洞庭東山志編纂委員会編：東山鎮志、東南大学出版社、2002 所収、江蘇省地質測繪院 2002 年 8 月編成の図をもとに作成した。
- 25 文献 1) 『家譜』卷二下「捐産入義荘議墨」。

参考文献（一次史料）

- 1) 葉耀元纂修：洞庭王氏家譜、清宣統 3(1911)年(上海図書館目録番号 916134-163)。
- 2) 吳縣洞庭山魚鱗冊、清(国立国会図書館目録番号 345.222-G582)。
- 3) 曹允源、李根源：民國吳縣志、民國 22(1933)年、(刊行本『中国地方志集成江蘇府縣志輯 11 民國吳縣志』、中国江蘇古籍出版社)。
- 4) 中国土地等文契其他文件、清乾隆～民国(国立国会図書館目録番号 611.22-Ty996)。
- 5) 金友里他：太湖備考、清乾隆 15(1750)年。

(受理：平成 20 年 6 月 5 日)